

令和3・4年度

北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書 作成の手引き（北見市様式）

（随時受付用）

※市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込み、申請してください。

1. 北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- 申請年月日 … 申請書の提出年月日を記入してください。

(1) 記載要領

【申請者】

- 所在地 … 法人は本店、個人企業は、その本拠となっている所在地を記入してください。
- 商号又は名称 … 法人は商業登記されている商号、個人企業は登録している名称を記入してください。
- 代表者の職氏名 … 法人は代表者の役職名と氏名、個人企業は事業主の氏名を記入してください。
- 郵便・電話・FAX番号 … それぞれ本店の郵便・電話・FAX番号を記入してください。
- E-mailアドレス … 北見市から指名通知書や閲覧図書等を送信する場合がありますので、登録を希望する本店又は受任事務所において、確実に受信及び閲覧することができるメールアドレスを記入してください。
- 印鑑 … 欄の上・下段に実印を押印してください。なお、実印とは別に使用印（入札・見積、契約締結、請求時等で使用する印鑑）がある場合は、上段に実印、下段※に使用印を押印してください。 ※ 受任者を設定する場合は、下段は空欄としてください。

※1 フリガナ欄は、必ずカタカナで記入してください。

※2 記載の内容で名簿に登録され、北見市からの連絡や契約書等に記載される名称等になります。なお、受任者を設定した場合は、受任者での登録となります。

【受任者】

- 受任者を登録する場合には、この欄にも記入が必要になります。
- 北見市と常時契約を締結する権限*を有する支店・営業所等をいいます。
- ※ 「常時契約を締結する権限」とは、申請者から支店・営業所の代表者に対し、入札・見積、契約締結、請求等について、常時権限が委任されていることが必要となります。（委任状の提出が必要となります。）なお、登録できる支店・営業所等は、1ヶ所のみです。
- 使用印鑑…入札・見積、契約締結、請求等で使用する印鑑を押印してください。

※1 設計等・業務委託を、支店・営業所等にて申請する方で「建築設計」及び「測量」の業種を希望する場合は、支店・営業所等が1級又は2級建築士事務所の登録、測量業の登録を受けていることが必要となります。

※2 記載内容は、【申請者】欄と同様にそれぞれの項目について、記入してください。

【建設工事欄】

- 希望工種欄は、申請者が有する建設業許可の範囲内で、今回入札参加資格を希望する北見市業種に○印を記入してください。
- 受任者欄に記載がある場合は、受任者が有する建設業許可の範囲内で希望する北見市業種に○印を記入してください。
- 前回資格欄は、令和元・2年度において、北見市の入札参加資格を有し、格付けされている業種の場合は、その等級をアルファベットで記入し、格付けされていない業種については、○印を記入してください。
- 今回資格※欄は、北見市で記入するため、申請者は記入しないでください。

【設計等・業務委託欄】

- 希望業種欄は、今回入札参加資格を希望する北見市業種に○印を記入してください。なお、「建築設計」及び「測量」を希望する場合は、受任者欄に記載がある場合は、受任者が「建築士事務所」及び「測量業」の登録を有している必要があります。本店の登録のみでは、営業所等での申請はできません。
- 前回資格欄には、令和元・2年度において、北見市の入札参加資格を有している場合は、○印を記入してください。
- 今回資格※欄は、北見市で記入するため、申請者は記入しないでください。

※ 当該申請書（様式1）で建設工事及び設計等・業務委託の両方を申請する場合は、受任者の有無など申請する内容により、提出する枚数が変わりますのでご注意ください。（下記参照）

- ◎両方受任者無し、又は両方受任者有りで受任者が同一 → 紙ファイル1冊、申請書（様式1）1枚
- ◎一方が受任者無し、一方が受任者有り → 紙ファイル2冊、申請書（様式1）2枚
- ◎両方受任者有りで受任者が同一でない → 紙ファイル2冊、申請書（様式1）2枚

2. 北見市建設工事競争入札参加資格審査申請書付票（様式2）

（1）記載要領

【申請業種】

- 建設業の許可記号・番号を記入してください。
- 建設業許可年月日欄は、申請時に有している建設業の許可年月日を、許可通知書等を基に記入してください。
- 許可年数欄は、建設業の許可を受けた日から基準日までの通算した年数（1年未満の月数は切り捨て）を記入してください。
- 特定（許可）及び一般（許可）欄は、申請者が有する建設業の許可業種の範囲内において、申請者

が入札参加を希望する業種を特定又は一般の許可区分に従い○印を記入してください。また、受任者欄に記載がある場合は、受任者が有している許可業種の範囲内で○印の中に△印を記入してください。

- 総合評定値の点数欄は、入札参加資格を希望する全業種について総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）の総合数値（P）を業種ごとに記入してください。

【技術者数・技能士及び技能関係職員数】

- 審査基準日時点における道内の本店、支店、営業所等（受任事務所）に勤務する技術者が有する資格ごとの人数を記入してください。
- 技術者名簿（様式6）と照合の上、記入してください。
- 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、上位の級として取り扱ってください。
- 技術者数は、道内に勤務する役員も含まれます。

【監理技術者資格者数】

- 技術者名簿（様式6）に記載した技術者のうち、監理技術者資格者証の交付を受けている者をいいます。
- 当該資格者証の交付を受けている技術者について業種別に人数を記入し、最後に実人数を記入してください。なお、同一人が2以上の業種で資格者証の交付を受けている場合は、それぞれの業種別に人数を記入してください。

【共済組合等の加入状況】

- 加入している共済組合等について記入してください。
- 掛金額の直前1年間は、直前決算日における直近1年間です。
- 空白欄は2種類以外の共済制度に加入している場合に、その共済制度名等を記入してください。

【従業員数】

- 審査基準日現在における道内の本店、支店、営業所等（受任事務所）に勤務する従業員を、技術職員と事務職員に区分し、建設業に従事する者のみを記入してください。
- 道外に支店等を有しない道内建設業者の場合は、建設業に従事する者に異動がない場合に限り、経営事項審査結果通知書の建設業総職員数の合計と一致します。
- 従業員数には、役員も含まれます。
- 道外建設業者で道内に支店、営業所等を有しない場合は、「0」と記入してください。

【決算等】

- 直前決算欄は、直前1年の決算期間を記入してください。
- 資本金欄は、基準日前日の資本金を右詰め千円単位で記入してください。
- 直前1年（基準決算期）間の建設工事の施工金額欄は、工事経歴書集計表（様式5）の基準決算の合計金額を記入してください。

【舗装プラントの所在地（道内のみ）】

- 道内における舗装プラントの所在地を記入してください。
- 他社と共有するプラントを有する場合は、その旨を明記してください。
- 郡名を省略して市、町、村名から地番まで記入してください。

【鋼橋上部の製作工場の所在地（道内・道外）】

- 鋼橋上部の製作工場を有する場合は、所在地が道内・道外にかかわらず、記入してください。
- 郡名を省略して市、町、村名（道外所在地の場合は都道府県名）から記入してください。

【労働福祉の状況】

- 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無について、有・無・適用除外を記入してください。

【消費税に関する申出】

- 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく、課税業者又は免税業者のいずれか該当する方を○で囲んでください。

3. 北見市設計等競争入札参加資格審査申請書付票（様式 3）

（1）記載要領

【申請種別】

- 申請書（様式 1）で希望（○印）した業種について記入します。希望の業種が記載されていない場合は、空白欄に業種名を記入してください。
- 登録番号・年月日欄は、申請時に有している登録番号及び登録年月日を、登録通知等を基に記入してください。
- 直前 1 年（決算期）間の事業高金額欄は、希望する業種ごとの事業高を、消費税相当額を除いて右詰め千円単位で記入してください。
事業経歴書（様式 4）で記載する請負代金の額の合計額と一致します。
- 当該営業年数欄は、審査基準日現在において希望する業種ごとの営業年数を記入してください。
なお、「建築設計」及び「測量」を希望する場合で、受任者欄に記載がある場合は、受任者における当該営業年数を記入してください。
- 合計欄は、直前 1 年（決算期）間の事業高金額の合計額を記入してください。

【建設コンサルタント登録部門】

- 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 号の規定による登録をしている場合は、登録通知書等を基に該当部門へ○印を記入してください。
- 受任者欄に記載がある場合は、受任者が有している登録部門の範囲内で○印を記入してください。

【補償コンサルタント登録部門】

- 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の規定による登録をしている場合は、登録通知書等を基に該当部門へ○印を記入してください。

【計量証明事業者登録部門】

- 「技術資料作成」を希望する場合で、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業者登録をしている場合は、登録証を基に該当部門へ○印を記入してください。

【決算等】

- 直前決算欄は、直前1年の決算期間を記入してください。
- 資本金欄は、基準日前日の資本金を右詰め千円単位で記入してください。

【技術者・資格者数（申請者又は受任事務所関係分）】

- 審査基準日現在における道内の本店、支店、営業所等（受任事務所）に勤務する技術者が有する資格ごとの人数を記入してください。
- 技術者名簿（様式6）とよく照合の上、記入してください。
- 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、上位の級として取り扱ってください。
- 建築士については、1級の資格を有している者のうち、構造設計又は設備設計の資格を有する者の人数をそれぞれの資格別に内数で記入してください。
なお、両方の資格を有する者は、それぞれ資格別に記入してください。
- 技術者・資格者数は、道内に勤務する役員も含まれます。

【従業員数】

- 審査基準日現在における道内の本店、支店、営業所等（受任事務所）に勤務する従業員を技術職員と事務職員に区分し、設計等に従事する者のみを記入してください。
なお、技術職員については、資格の有無を問いません。
- 従業員数には、役員も含まれます。

【消費税に関する申出】

- 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく、課税業者又は免税業者のいずれか該当する方を○で囲んでください。

4. 事業経歴書（様式4）

（1）建設工事の資格を希望する場合

経営事項審査申請書又は決算報告書に添付した工事経歴書（様式第二号・申請者用）の写しを直前2年度決算分提出してください。

（2）設計等・業務委託の資格を希望する場合

ア 記載要領

- 設計等・業務委託の資格を希望する場合についてのみ、直前1年度決算分の事業経歴書を希望する業種ごとに未成事業を除いて別葉で作成してください。
また、経歴書の業種計に必ず合計件数と請負代金の合計額を記入してください。
- 請負代金の合計額は、消費税相当額を除いた事業高を集計してください。

- 業種は、申請書（様式1）において、希望した業種を記入してください。
- 業種ごとの請負代金の合計額は、それぞれ希望する業種の申請書付票（様式3）中「当該直前1年（決算期）間の事業高」欄の金額と一致します。
- 独自に作成した事業経歴書がある場合、この様式の内容が備わっていれば、それをもって代えることができます。

5. 工事経歴書集計表（様式5）※（建設工事資格希望者のみ）

（1）記載要領

- 建設工事の資格を希望する場合についてのみ作成してください。設計等・業務委託の資格を希望する場合は不要です。
- 直前2年度決算分の工事経歴書に基づき作成してください。

6. 技術者名簿（様式6）

（1）記載要領

- 道内の本店、支店・営業所等（受任事務所）に勤務する技術者について、審査基準日現在で作成してください。なお、道内に勤務し、資格を有する役員も含まれます。
- 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハの規定による主任技術者、測量法、技術士法、建築士法その他許可・登録等に関して、関係省庁が有資格者に相当する者として指定する有資格者について作成してください。
なお、法令による免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務する者も併せて記入してください。
- 建設業監理技術者資格者証交付番号欄は、当該資格者証の交付を受けている者の交付番号を記入してください。
- 道外業者で道内に支店・営業所等（受任事務所）を有しない場合、道内での稼働予定技術者について作成してください。
- 独自に作成した技術者名簿がある場合、この様式の内容が備わっていれば、それをもって代えることも可能ですが、資格名がコード番号で記載されているものは不可とします。
この場合、道内関係分を欄外に○印を付するなど明確に区分してください。
- 様式3に記載の従業員数の技術職員数と合致させてください。

7. 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（様式7）※（建設工事資格希望者のみ）

建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

- 総合評定値（P点）が記載されているもの
- 経営事項審査結果は、新基準（平成24年7月1日改正後）のものがが必要です。ただし雇用保険・健康保険・厚生年金保険の全項目が加入有又は適用除外の場合には旧基準でも受付けます。

8. 代表者身分証明書（様式8）※（申請者が個人事業者の場合のみ）

- (1) 申請者が、個人事業者の場合に提出してください。（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書をいいます。）
- (2) 申請時3ヶ月以内に発行されたもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

9. 登記事項証明書（様式9）※（申請者が法人の場合のみ）

- (1) 申請者が、法人の場合に提出してください。
- (2) 申請時3ヶ月以内に発行されたもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

10. 許可・登録証明及び資格者証等（様式10）

- (1) 建設業許可通知書のコピー
 - 建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。直近の建設業許可通知書で許可を受けてから2年以上継続していることが確認できない場合は、以前の許可通知書（1つ前のもの）も併せて提出してください。
- (2) 建設業許可申請書のコピー
 - 建設業許可申請書に添付した「営業所一覧表」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- (3) 測量業者登録通知書のコピー
 - 測量法により国土交通大臣が発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいいます。測量の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
 - 本店以外の営業所等で登録を希望する場合は、営業所等で測量業者登録を受けている必要があります。本店で登録され、営業所等で登録を受けていない場合は申請できません。
- (4) 建築士事務所登録を証する書類のコピー
 - 建築士法により都道府県知事が発行する「1級・2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書）」をいいます。建築設計の資格を希望する場合（設備設計のみを希望する場合は除く）は、必ず提出してください。
 - 本店以外の営業所等で登録を希望する場合は、営業所等で測量業者登録を受けている必要があります。本店で登録され、営業所等で登録を受けていない場合は申請できません。
- (5) その他、申請する業種に必要な許可等を称する書類のコピー

11. その他

(1) 特定関係調査

本市では、入札参加者間での資本関係及び人的関係にある資格者同士が同一の入札に参加することを制限しております。本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある

者について記載してください。特定関係対象者の有無に関わらず、必ず提出してください。(9～12頁参照)

① 資本関係

- (ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86条)第4条の2の規定による親会社等をいう。以下同じ)と子会社等(同法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ)の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現にかねている者。
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項または民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。
 - ※ 人的関係の取締役とは、代表取締役及び取締役(非常勤取締役含む)をいう。ただし、監査役は対象とはなりません。
 - ※ 資本関係、人的関係にある者が、北見市に申請されているか不明な場合は、本市ホームページに競争入札参加者名簿を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

(2) 暴力団排除に関する誓約書

本市では、市と事業者が連携し、暴力団排除の取り組みを進めておりますので、誓約書に必要事項を記載し捺印の上、提出してください。

(3) 委任状

本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。

(4) 納税証明書

国税及び市(区)町村税等の納税証明書を添付してください。

- ・ 国 税：消費税及び地方消費税の納税証明書(様式その3)
(法人は様式その3の3、個人はその3の2でも可)
- ・ 市(区)町村税等：本店所在地の市(区)町村(特別区にあっては都税事務所)が発行する納税証明書(課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書)

※ 審査基準日以降に発行されたもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

(5) 準市内業者認定に係る申請書類

本市では、競争入札における業者選定をさらに公平かつ公正におこなうために、準市内業者の認定基準(13～14頁参照)を規定しています。

本店以外の北見市に所在する支店または営業所等で認定基準の要件を充たし、登録を希望する方で認定を受けようとする場合は、申請が必要となります。

ア 提出書類

- ・ 準市内業者登録申請書(様式1)

- ・ 支店等の外観及び内観の写真（様式2）
- ・ 支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類
- ・ 支店等の法人市民税の納税証明書*

※ 審査基準日降に発行されたもので、直近の事業年度分について、税額表示があるもので原本又はコピーのいずれかを提出してください。

イ 有効期間

競争入札参加資格の有効期間と同じ

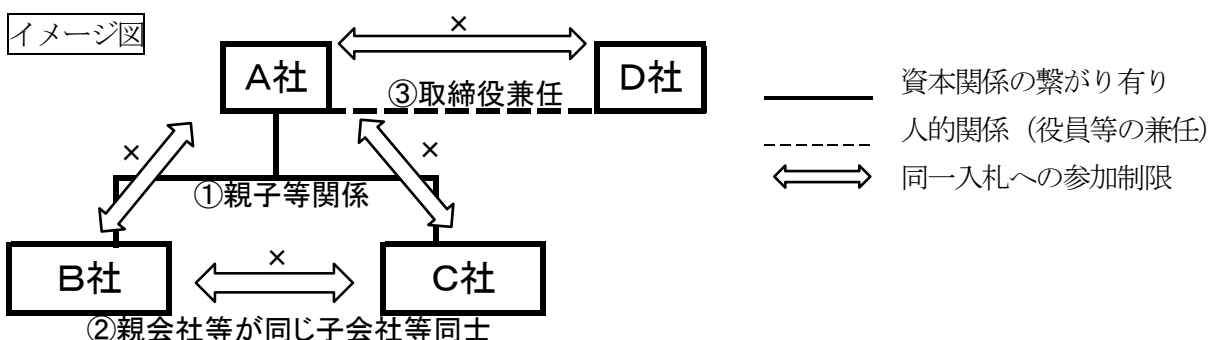
同一入札への参加が制限される場合

○制限の基準

- ① 親会社等と子会社等の二者
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士
- ③ 役員の兼任
- ④ その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

※1 親会社「等」は、組合及び個人を含みます。

※2 子会社「等」は、組合を含みます。



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きの存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までの各号に掲げる者に順ずる者
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(例) 組合の場合

組合とその構成員の会社等が同一の入札に参加することはできません。

※親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等をいいます。

第2条第3号の2

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外のものがその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

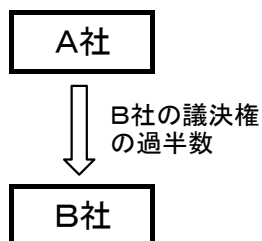
第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I （親会社等と子会社等の関係）

A社は、B社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合及び個人を含みます。）

イメージ図



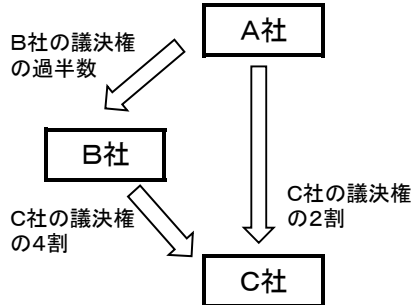
A社がB社の経営を支配

申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社
B社	A社	—

ケースⅡ (親会社等と子会社等の関係)

B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

イメージ図

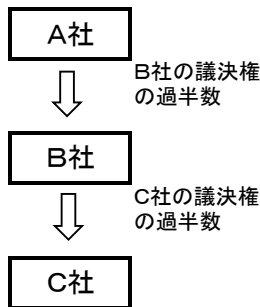


申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社・C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ (親会社等と子会社等の関係)

B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

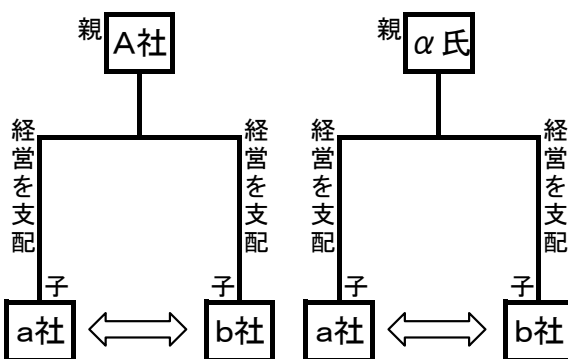
イメージ図



申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社・C社
B社	A社	C社
C社	A社・B社	—

ケースⅣ (親会社等と子会社等の関係)

イメージ図



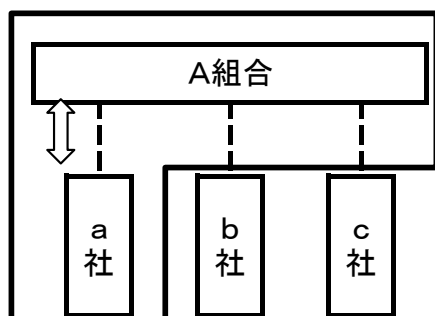
申請者	親会社等	子会社等
a社	A社又はα氏	—
b社	A社又はα氏	—
A社	—	a社・b社
α氏	—	a社・b社

a・b社は、親会社を同じくする子会社等同士

a・b社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

ケースV (その他(組合とその構成員等))

イメージ図



申請者	親会社等・所属組合	子会社等
a・b・c社	A組合	—

※役員の定義

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③持株会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であつて、1) から4) までの各号に掲げる者に順ずる者

⑥会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

北見市の入札参加者等の選定に係る準市内業者の認定基準

(目 的)

第1条 この基準は、北見市の競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることにより、地域限定型一般競争入札試行実施要綱に基づく参加資格及び指名競争入札参加者指名基準要綱に基づく指名業者の選定を公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定 義)

第2条 建設工事の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として北見市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

2 設計等の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として北見市内に支店等を有している業者をいう。

3 前2項に規定する常時契約を締結する事務所とは、契約の見積り、入札、契約の締結など契約行為における実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 準市内業者の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

ア 事務所の所在を明らかにした看板又は表札を設置していること。

イ 建設業法第40条に規定する標識が掲示されていること。

ウ 事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファックス等の通信機器や複写機等）が具備されていること。

エ 支店等設置後、2年以上の期間を経過していること。（申請書提出時点において）

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ責任者が常駐していること。

ア 建設工事にあつては、建設業法で定める専任の技術者が常駐をしていることとし、3名以上の常駐職員がいること。

イ 設計等にあつては、法令により技術者の配置が必要とされる業種にあつては、1人以上の技術者の配置がなされていることとし、3名以上の常駐職員がいること。

ウ 契約権限が委任されていること。（本店から当該権限について委任されていることを証する書面が提出されていること。）

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

ア 常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎや単なる連絡員を配置していたりしている場合は、支店等としては認めない。

(4) 本市に納付すべき法人市民税の納付実績があること。

(申 請)

第4条 準市内業者としての認定を受けようとする業者（以下「申請者」という。）は、前条に掲げる要件を満たしていることを証明するための書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に必要な書類の種類、提出時期等については、市長が別に定める。

- 3 申請者は、第1項の規定による申請を行うときは、当該記載内容に虚偽がないこと及び次条に規定する実態調査に協力することを書面で誓約しなければならない。

(審 査)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、準市内業者の認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に必要な実態調査を行うことができる。
- 3 実態調査に協力しない申請者については、第3条に掲げる認定要件を満たさない者とする。

(実態調査)

第6条 市長は、準市内業者の認定を受けた申請者が、引き続き第3条に掲げる要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて、実態調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による実態調査の結果、第3条に掲げる要件を満たすと認められなかったときは、準市内業者の認定を取り消すものとする。

(指名停止等)

第7条 市長は、虚偽の申請又は実態調査に対し、妨害行為等があったときは、指名停止等の措置を行うことができる。

(そ の 他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成25年7月9日から施行する。

北見市様式用提出書類一覧（随時受付用）

	書類名称	申請区分				説明
		建設工事 (法人)	建設工事 (個人)	委託 (法人)	委託 (個人)	
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書 提出書類一覧表	○	○	○	○	提出する申請書等のチェック、希望する業種を記載して提出して下さい。
—	北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書受理表	○	○	○	○	
様式 1	建設工事等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	
様式 2	建設工事入札参加資格審査申請書付票	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式 3	設計等入札参加資格審査申請書付票			○	○	設計等・業務委託申請者のみ添付
様式 4	工事（事業）経歴書	○	○	○	○	建設工事： 経営事項審査申請の際に添付した経歴書のコピー（直前2年度決算分） 設計等・業務委託： 直前1年度決算分の事業経歴
様式 5	工事経歴書集計表	○	○			建設工事申請者のみ添付
様式 6	技術者名簿	○	○	○	○	
様式 7	総合評定値通知書等のコピー	○	○			建設工事申請者のみ添付※P点が記載されているもの
様式 8	（本籍地の）市区町村長発行の身分証明書※1		○		○	個人事業者のみ添付（コピー可）
様式 9	登記事項証明書※1	○		○		法人のみ添付（コピー可）
様式 10	許可・登録証明書	○	○	○	○	・建設業の許可通知書及び許可申請書（営業所一覧表）のコピー ・測量業者、建築士事務所登録通知書のコピー ・その他申請する業種に対応する許可等を証する書類のコピー （※許可等の必要がない職種については、提出する必要はありません。）
その他	特定関係調書	○	○	○	○	本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある者について記載
	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	
	委任状	○		○		本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。（※希望される方のみ）
	・国税納税証明書※2 及び ・市（区）町村税等納税証明書※2 ※両証明書ともコピー可	○	○	○	○	国税： 消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その3（未納の税額がないことの証明） （法人は様式その3の3、個人は様式その3の2でも可） 市（区）町村税等： 本店所在地の市（区）町村（特別区にあっては都税事務所）が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）
	準市内業者認定に係る申請書類 1. 準市内業者登録申請書（様式1） 2. 支店等の外観及び内観の写真（様式2） 3. 支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 4. 支店等の法人市民税の納税証明書※2					申請を希望する方のみ 本店以外の北見市内に所在する支店又は営業所等で登録を希望し、準市内業者の認定を受けようとする場合は、申請が必要です。 ※準市内認定の納税証明書については、直近事業年度分について税額表示があるもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

※1：証明書等は、申請時3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※2：納税証明書等は、審査基準日以降に発行されたものを提出してください。

○市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込んで申請してください。